



会社名 アンジェス株式会社
代表者名 代表取締役社長 山田 英
(コード番号: 4563 東証グロース)
問合せ先 経営企画部担当部長 布施 英一
<https://www.anges.co.jp/contact/>

当社は、2025年11月7日付の当社取締役会において決議した、第三者割当により発行される第46回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日、割当先であるCantor Fitzgerald Europe（以下「割当先」といいます。）との間で本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結し、払込が完了したことを確認いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

＜本新株予約権の概要＞

1

⑨ 譲渡制限及び行使数量制限の内容	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結いたしました。 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権買取契約において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限を定めております。 当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2025年11月25日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当先に行わせません。 割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができません。 また、割当先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。 割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。
⑩ その他	当社は、本新株予約権買取契約において、以下の内容等について合意いたしました。 ・ 当社による本新株予約権の行使の停止 ・ 当社による本新株予約権の買戻 ・ 当社が、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること。なお、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に事前に当社の書面による承諾が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。 また、同契約において、当社は、2025年11月7日開催の取締役会の決議を行った日から本新株予約権の行使期間の末日又は本新株予約権の全てが行使され、若しくは発行会社により取得された日のどちらか早い方の日までの間、割当先又は割当先の関連会社を相手方とする場合及び本新株予約権に関する場合を除き、(イ)株式（優先株、普通株、その他の種類を問わない。）、株式に転換可能な金融商品（転換社債、新株予約権、ワラントを含むがこれらに限定されない。）、匿名組合持分、持分会社持分、組合持分又はその他の関連形態の持分や資本を含むがこれらに限定されない、あらゆる形態の株式（又は株式類似の）商品及び(ロ)株式に転換可能な負債の募集、売出し、第三者割当増資、発行又は借入れ（以下、これらを個別に又は総称して「本資金調達取引」という。）について、次の①又は②のいずれかに該当する場合又は当社又は当社子会社の取締役又は従業員に対する譲渡制限付株式、ストックオプションとしての新株予約権その他の株式報酬の発行若しくは付与に該当しない限り、割当先の事前の書面による承諾を

	受けることなく、勧誘を行ったり、他社との間で協議、交渉又は合意をしないことを、誓約しています。 ① 当社が割当先に対して、本資金調達取引が速やかに実行されなければ、当社に以下のいずれかの事由が発生する可能性があることについて、書面により通知をしてから14日が経過した場合、支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準ずる法的整理もしくは更生手続の申立てがなされ、又は裁判所もしくは所轄官庁によりこれらの手続開始の予備的措置がとられること ② 割当先が、割当先又は割当先の関連会社のいずれもが、買取会社、融資提供者、アドバイザー、アレンジャー、ブックランナー、プレースメント・エージェント、仲介者、ブローカー又はカウンターパーティーとして本資金調達取引に参加する意向がないことを書面により確認した場合
--	---

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以上